

令和7年度 事業計画（案）

だんでらいおん50年構想 基本ビジョン（2005年～2055年）

（長期目標）

1	法人理念である「親亡き後、安全で安心して過ごせる施設づくり」を果たすために、居宅支援部を通して、 高齢化・終末期に対応できる第1種社会福祉事業 （主として入所施設サービス）・ 社会福祉法人化 への認可を実現します。
2	公益の増進を目的とした法人として、社会福祉協議会・自立支援協議会・関係機関との連携を強化して、 より一層、地域への社会貢献 に参画します。
3	職員が心身ともに健やかに 仕事と家庭の両立が継続 できるように 職場環境の向上 を果たします。
4	国家資格を持つ介護職員等の賃金を引き上げるため積極的な投資を行い、 専門職としての価値 を高めます。併せて、 賃金に見合う質の高いサービス が提供できるように意識改革・知識・技術の獲得のため、研鑽の機会を増やします。
5	職員が利用者様へ深い愛情と専門性をもって業務遂行ができるように支援現場のニーズに沿った環境づくりに積極的な投資を行い、 離職0・虐待0・身体拘束0 を実現します。
6	利用者様の意思を尊重した支援を積み重ね、尊厳のある本人らしい生活を継続していきます。
7	安定的に収益が確保できるように新規利用者の受け入れ・ 事業拡大 ・BCP（災害・感染症）の策定・更新など、強靱な財政基盤を確立します。

（短期目標）

1	在宅利用者様の更なる自立に向けて、通所支援部を通して既存の建物を活用して グループホーム（短期入所と併用の日中サービス支援型共同生活援助） を設置します。
2	職員への強度行動障がいに関連する資格取得・継続的な研修の機会、手厚い職員配置 等に、積極的な投資を行い、 重度の知的障がい者（強度行動障がい・自閉症 等）を専門的にサービスの提供ができる事業所 として確立します。
3	デジタルトランスフォーメーションを実現のため、 ICT環境整備に積極的に投資 します。業務効率化、顧客満足度（安心・安全・質の高いサービスの提供）を推し進めます。

令和7年度事業計画 方針（案）

（１）理事会 組織《任期満了に伴う再任 案》について

役 職	現		新
理事長	久保哲哉	→	再 任
副理事長	米田一代	→	再 任
理 事	苗村登美子	→	退 任
理 事	飯島伸一	→	再 任
理 事	市川貞子	→	再 任
理 事	大原敏江	→	再 任
理 事	山本健太	→	再 任
理 事	秋本佳子	→	再 任
理 事	辻 正晃	→	再 任
理 事	蔭山 勲	→	新 任
監 事	奥西将平	→	再 任
監 事	木村憲治	→	再 任
顧問弁護士	塚本博美	→	退 任
顧問弁護士	本元宏和	→	新 任

① （退任）理事

○苗村登美子 理事としての在任期間 20年

② （新任）理事

○蔭山 勲 社会福祉法人 自興会 障がい者支援施設 希望の園 園長

③ （新）顧問弁護士

○本元宏和 さくら北浜法律事務所

- ・顧問報酬 50,000円／月（及び消費税）
- ・付帯業務—役員及び従業員から私生活上の法律問題について相談を受けることができる。
- ・相談は、甲との間で利益相反を生じないもので、かつ、甲の役員及び従業員を相手方としないものに限るものとする。
- ・1人につき年に1回に限り、無料で相談を受けることとする。

（２）虐待、身体的拘束に対する処分基準

虐待防止・身体的拘束廃止の観点から就業規則を見直し、該当行為に対する厳正な処分の基準を検討する。

(3) 定款の変更

○(種別) ・ 常務理事の追加

○(職務) ・ 常務理事は、理事長を補佐する立場であり、業務遂行・事業拡大における最高責任者。

○辻 正晃 統括施設長を常務理事（統括施設長を兼務）に昇格する。

給与については年俸制とし、その他、保険、退職金などは、統括施設長に準拠する。

・ 令和7年6月1日より施行する。

・ 統括施設長 850,000円/月

(4) 理事報酬規程の変更

(交通費) ・ 理事及び監事 交通費1回あたり 7,000円 ⇒ 10,000円

(5) 就業規則の改定

①定年延長について

定年の延長	61歳→62歳 ※本人の希望により60歳で定年にするができる。
-------	------------------------------------

②再雇用制度の期間延長について

再雇用制度の期間延長	62歳～67歳まで利用できる。 ※本人の希望により60歳～利用できる。
------------	--

③リフレッシュ特別休暇（欠勤がある場合の対応）

リフレッシュ休暇	・ 特別休暇5日、公休2日を組み合わせて7連休を年に一回取得する。 ※欠勤がある場合、特別休暇の付与を短縮または支給しない場合がある。
----------	--

④特別休暇

親の介護 特別休暇	・ 要介護認定で要介護1以上の父母（配偶者の父母を含む）の急な受診や急な介護が必要となった際に、介護者が当該職員しかない場合に限り、月1日の特別休暇を請求することができる。
-----------	--

⑤就業時間の変更（実働 7時間55分⇒7時間50分へ）

就業時間の変更	日勤A： 8時35分～17時10分（実働 7時間50分・休憩適宜45分） 日勤B： 9時35分～18時10分（実働 7時間50分・休憩適宜45分） 遅出A： 10時55分～19時30分（実働 7時間50分・休憩適宜45分） 遅出B： 12時25分～21時00分（実働 7時間50分・休憩適宜45分） 早出： 7時30分～16時05分（実働 7時間50分・休憩適宜45分） A夜勤： 15時40分～翌9時20分（実働15時間40分・休憩適宜2時間） B夜勤： 14時10分～翌7時50分（実働15時間40分・休憩適宜2時間） C夜勤： 19時10分～翌12時50分（実働15時間40分・休憩適宜2時間）
---------	---

⑥年間休日数の変更

公休2日増	年間休日108日 ⇒ 110日 これに伴い給与規程の時間外・休日・深夜手当の計算式内『月労働時間』の表記を変更。『170』⇒『一給与計算期間における平均要勤務時間』
-------	---

⑦リカバリー特別休暇（試験的導入）

- 満55歳以上の職員が共同生活援助または短期入所において、週2回夜勤業務に従事した場合、翌々週末までの間に法人が指定する日に0.5日の特別休暇を付与して心身の回復に努めることができる。※ただし、主担以上は除く。
 6～8月に試験的に導入し、下期に継続するか検討する。

⑧非常勤職員の特別休暇を導入

- 準職員および所定労働日数が常勤と同じ非常勤職員は、ライフイベント等の際に勤務日の変更が困難なことから、労働局よりご指摘があり特別休暇を付与する改定を行う。

⑨行動援護ヘルパー資格取得費用の全額補助を拡大

- 非常勤職員一契約期間を経過し、実働50時間に達した場合に申請による補助を行う。

（6）法人業務分類の見直し

- 法人業務の役割を経営基盤・権利擁護地域連携・人材育成に3分類して法人運営の強靱化及び効率化を図ります。

① 経営管理室（法人運営・リスクマネジメント）

室長－辻 常務理事 兼 統括施設長、室長補佐－川端 本部長代理
 専門員－池田 副主任

業務内容：法人全体の資産管理、リスク管理、コンプライアンス対応を統括し、持続可能な経営基盤を構築して実行する。

1. 法人資産管理－施設・設備・財務管理
2. 危機管理（BCP・コンプラ・カスハラ）－リスク管理・法令遵守
3. メンタルヘルス対策－職員の健康管理・メンタルヘルス対策

② 権利擁護・地域連携室（権利擁護・地域貢献）

室長－栗根 施設長、室長補佐－津司 施設長代理、専門員－柳澤 主任

業務内容：権利擁護の推進、地域社会への貢献を図る。

1. 権利擁護推進－利用者の権利擁護・虐待防止・身体拘束廃止・感染症予防
2. 社会貢献推進－地域連携・CSR（法人の社会的責任）活動



法人が社会と環境と共存しながら持続可能な成長を図るため、
 責任ある行動や説明責任を果たしていくことを求める考え

③ 人材・サービス開発室（職員育成・新規事業開発）

室長－森 施設長、①室長補佐－東中尾 部長、専門員－中村 副主任

②室長補佐－西方 主任、専門員－張 副主任

業務内容：人材育成の強化、新規事業の開発・移行を進め、法人の成長を促す。

1. 日中サービス支援型共同生活援助移行準備－新規事業立ち上げ
2. 人材育成成長戦略（実習指導・職員研修）－職員教育・キャリア形成

（７）支援上の留意点について

- 実績表等の押印は利用者、家族による押印を徹底する。
- 食事提供加算の取り扱い－食事提供に関する業務マニュアルの作成
- 共同生活援助－利用者預り金の清算頻度について【年１回→毎月】 ※翌々月に清算

（８）カスタマーハラスメント（カスハラ）への対応方針について

- 利用者様・家族様との良好な関係を築き、職員が心身ともに健全に働ける職場づくりを目指す。
- 利用者様・家族様から妥当性を欠いた要求や要求を実現する手段・態様が社会通念上不相当なもので、職員の就業環境が害される行為と定義づける。
- 契約書・重要事項説明書に追記し、令和７年４月１日付で対応していく。
- 『カスタマーハラスメント（カスハラ）への対応』に関する業務マニュアルを作成し、職員に周知して、当該事案への対応に備えていく。

（９）賃金改定（ベア・定昇） ※処遇改善加算交付計画

○常 勤

- ① ベースアップ 一律8,000円（2.97%）
- ② 定期昇給 平均4,064円（1.51%）
- ③ 令和７年度処遇改善加算に関する一時金の配分計画について
・一時金は統括施設長・施設長・施設長代理・部長は支給しない。

○非常勤

- ① ベースアップ 一律10円（0.78%）
- ② 定期昇給 平均22円（1.62%）

（１０）人事について

①昇 格

- （管理職）・東中尾 竜治 主任A ⇒ 部長C
（役 職）・三村 俊 リーダー ⇒ 主担C（主に管理職を補佐）
（職 務）・壬生 芹那 支援員 ⇒ 班長

②新入職員

(常 勤)

・孫 文花	1 1 / 1 付	非常勤からの常勤登用	介護福祉士	生活介護	生活支援員
・川島 夏斗	1 / 1 付	非常勤からの常勤登用	共同生活援助	生活支援員	
・高田 朋君	2 / 1 付	高齢者施設経験 1 5 年	介護福祉士	生活介護	生活支援員
・森本 吉哲	2 / 1 6 付	非常勤からの常勤登用	共同生活援助	生活支援員	
・孫 衛	3 / 1 付	高齢者施設経験 2 0 年	介護福祉士	生活介護	生活支援員
・神樂所 千尋	4 / 1 付	福祉系専門学校卒業	社会福祉士	生活介護	生活支援員
・花田 孟	4 / 1 付	福祉系専門学校卒業	介護福祉士	生活介護	生活支援員

(1 1) 令和7年度 事業部 組織体制

最高責任者－辻統括施設長

部 門	事業名	事業統括責任者 (管理職)	事業責任者 (管理職)	業務責任者 (役 職)	班リーダー (役職・リーダー)
法人本部	総務部	川端本部長代理		池田副主任	
相談支援	相談支援	栗根施設長	津司施設長代理		
地域生活支援	共同生活	森施設長	柳澤主任	張副主任	西野主担
	短期入所			中村副主任	
	居宅介護			山下主担	
日中活動支援	生活介護 (こんぷおーと)	東中尾部長	西方主任	(本)	高井リーダー
				(別)	森川リーダー・壬生班長
	生活介護 (リアン・リパティ)			(新) 三村主担	中塚リーダー
				(リ) 山崎主担	平野リーダー・門田班長

(1 2) 設備投資

- ルポゼの各居室に見守りカメラを設置
- グループホームに排泄センサー取り付けを検討
- ハイエースの購入

(1 3) 経理業務の見直し

- 仕分け科目の整理、手書き振替伝票の廃止などにより総務部門の業務効率化。

(1 4) 20周年記念行事

○20周年記念旅行

日時 : 令和7年6月8日(金)～10日(日)

行き先 : 長崎ハウステンボス、九十九島遊覧船

人数 : 利用者様15名、家族様12名、職員15名 計42名予定

費用 : 一人当たり95,000円

○創立20周年記念行事

日時：令和7年11月3日（月・祝）

場所：ホテルモントレ ラ・スール大阪

人数：約150名（ご利用者・家族：約80名、来賓：約15名、理事・監事：約15名
支援員：約40名）

（15）新規事業・類型変更（重度訪問介護・日中サービス支援型共同生活援助）

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者または重度の知的障害、もしくは精神障害により行動上著しい困難がある方に対して、身体介護や家事援助、外出支援、見守りなどの支援を、比較的長時間にわたって総合的かつ断続的に行います。（厚生労働省 HP より参照）

【重度訪問介護を事業開始する理由】

- ・特にグループホームに入居されている方々が入院となった際に、制度に沿って付き添いが可能となる。
- ・今後、利用者様の更なる高齢化していく中で、行動援護ではなく、重度訪問介護の利用が想定される。

【登録利用者数、職員配置 等】

○登録利用者数見込み1名

●登録時間数（見込み）80時間

○登録従業者数 管理者1名 男性8名 女性8名 合計16名（令和7年4月登録予定）

○幹旋時間見込み 10時間／月

【日中サービス支援型共同生活援助】

日中支援型グループホームは、重度の障がいや高齢といった理由から日中の活動が難しい方に対して、24時間体制で専門的な介護サービスを提供する施設です。入浴や食事の介助はもちろん、排泄や移動といった日常生活全般をサポートします。

特に、昼夜を通じて1人以上の職員を配置しているため、緊急時にも迅速に対応できる体制が整っている点に注目です。障がいのある方が安心して暮らせるよう、きめ細やかな支援を提供しているのです。

また、定員1～5人の短期入所を併設している施設もあり、ご家族の事情などで一時的に自宅での生活が困難になった場合にも利用できます。

参照：共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型）に係る報酬・基準について／厚生労働省

【日中サービス支援型共同生活援助に移行・新規設置する理由】

・早急な日中支援体制の確保

入居者様の高齢化に伴い、介護度の上昇や医療的ケアの必要性が増大してきている。

個別の医療機関（現在21医療機関）や訪問看護ステーションとの連携が必要。

日中活動先への通所が困難となるケースの増加が予想される。

- ・ **グループホーム入居希望者の増加**

現在、短期入所を利用されている方のご家族様の大半が、将来的にはグループホームへの入居を希望されている。→強度行動障がい有する利用者様のグループホームの受け皿が少ない。

- ・ **安定した運営のための財源確保**

日中サービス支援型共同生活援助は、日中も含めた手厚いサービスが求められることから介護サービス包括型よりも報酬単価が高く設定されている。更なる職員の増員やICT導入への設備投資をしていくには、新たな財源確保が必要。

- ・ **共同生活援助と短期入所の一体的運営による支援強化**

日中サービス支援型共同生活援助として、一体的に運営することで、緊急時の対応が可能な短期入所体制の確立に近づける。24時間365日受け入れ可能な短期入所が確立していけば、在宅生活を支える柔軟な支援環境が整備可能となり、より長く在宅生活を維持できる地域生活支援体制の構築につなげる。

※一体的に運営することで、より手厚い職員配置を整え、利用者様の更なる生活の質の向上につなげる。

- ・ **有事および将来的な看取り支援体制の整備**

新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う指定締結医療機関との連携に向け、上山クリニックと協議を進めていく。

将来的には、看護師の配置、看取り支援体制の整備を進め、入居者様が最後まで安心して暮らせる環境を作り、選択肢の一つとして体制を整備していく。

【令和7年度スケジュール】

- ・ 事前審査まで : 大阪市福祉局運営指導課で設置基準についての確認。
- ・ 4月 : ホーム家族会にて、利用者様、家族様への説明・同意。
- ・ 5月 : 大阪市福祉局障がい支援課による事前審査。
- ・ 5～6月 : 生活介護家族会にて、主に短期入所の件について、説明・同意。
- ・ 6～7月 : 指定手続き。
- ・ 11月 : 指定・移行。

【本館】

2階-日中サービス支援型共同生活援助 男性-5名

3階-日中サービス支援型共同生活援助 男性-5名

4階-単独型短期入所 5部屋 主に男性

【新館】

2階-日中サービス支援型共同生活援助 女性-5名

3階-単独型短期入所 5部屋 主に女性

【令和8年度以降のスケジュール】

- ・ 新館3階 - 単独型短期入所 5部屋 → 日中サービス支援型共同生活援助 3～4名
単独型短期入所 1～2部屋
- ・ 新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関との連携締結
- ・ 本館4階 - 単独型短期入所 5部屋 → 日中サービス支援型共同生活援助 3～4名
単独型短期入所 1～2部屋

- ・常勤看護師の配置、看取り支援体制の整備

(16) 地域生活支援

①共同生活援助 みんなの家

【事業目標】：利用者様がより安心して過ごせるようリスクマネジメントを強化するとともに、より快適な環境を整えます。

○地域連携推進会議開催に向けて

- ・3月25日～31日の間に令和6年度地域連携推進会議ならびに住居訪問を実施予定。
- ・令和7年度については、上期で第三者評価受審。下期で地域連携推進会議の開催ならびに住居訪問を実施予定。

1. 職員配置

- ・重度障害者支援加算（Ⅰ）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置
- ・夜間支援等体制加算（Ⅰ）原則、入居者様5人に対して1人の夜勤職員を配置
- ・夜間支援等体制加算（Ⅳ）複数の夜勤職員を配置し、夜間の支援体制強化を図った場合に算定
- ・福祉専門職配置等加算（Ⅰ）型 [常勤配置8人中5人が国家資格保有者]
- ・医療連携体制加算（Ⅶ）型 [24時間 看護師との連絡体制の確保]

職 種	常勤（内、兼任）	非常勤（内、兼任）	合 計	常勤換算
世 話 人	0名（0名）	16名（1名）	16名（1名）	5.30名/日
生活支援員	18名（10名）	1名（1名）	19名（11名）	8.50名/日
合 計	18名（10名）	17名（2名）	35名（12名）	13.80名/日

2. 入居者様の支援に関して

○服薬支援強化

- ・現状、当事業所が求める服薬支援ロボットは見当たらないが、引き続き、調査は進めていく。
- ・「服薬ミス＝命にかかわる可能性」ということを再認識・情報共有を徹底し、高い意識を持って服薬支援にあたる。

○新興感染症発生時の対応について

新興感染症が発生した際に、感染者の対応を行う指定締結医療機関との連携に向け、上山クリニックと協議を進めていきます。

○嚥下食の導入

嚥下機能の低下が見られる利用者様に、やわらか食を取り入れ、安全かつ美味しくいただける食事提供を実施します。4月～5月業者選定。6月より本格導入。

- 利用者様帰宅時の持ち帰り準備物等をマニュアル化し、誰が帰宅時の対応にあたっても対応できる環境を整えます。

3. 年間行事計画

行事名	開催月	目安の予算（一人）
長崎旅行 － 2泊3日 －	6月	予算：95,000円

②居宅介護（行動援護・重度訪問介護・移動支援）

【事業目標】：利用者様の更なる余暇の充実（休日）と健康増進（平日）を図ります。

1. 行動援護事業を積極的に活用していただき、平日はウォーキング等で健康の維持増進、休日はOJT研修等を通し、余暇の充実、経験拡大を図ります。
2. キャリアアップ支援制度を活用し、実務経験のある職員には、強度行動障がい支援者養成研修（基礎・実践）、行動援護従業者養成研修の受講を進め、「従業者の増」ならびに「幹旋時間の増」につなげていきます。また地域の障がい福祉事業所とも連携し、行動援護従業者養成研修の受講を進めていきます。
3. 重度障がい者等包括支援事業のサービス提供責任者になるには、相談支援専門員の資格が必要となるため、資格取得を進めていきます。

4. 行動援護

- 登録利用者数 19名（令和7年4月登録予定） ●登録時間数 838時間
- 登録従業者数 管理者1名 男性19名 女性13名 合計32名（令和7年4月登録予定）
- 幹旋時間見込み 400時間／月

5. 移動支援

- 登録利用者数 5名（令和7年4月登録予定） ●登録時間数 105時間
- 登録従業者数 管理者1名 男性19名 女性13名 合計32名（令和7年4月登録予定）
- 幹旋時間見込み 6時間／月

③短期入所「ルポゼ」（日中サービス支援型共同生活援助「ルポゼ」事業移行準備委員会）

【事業目標】：連泊の拡大や予約日を早めることで、介護給付費月200万円を目指し、稼働率アップを図ります。

- ・日中サービス支援型共同生活援助への移行を見据え、6月より月1回4泊5日（月～金）の開所を設定し、利用者様に長期の宿泊にも慣れていただきます。

【男性】

4月 -月12回開所
5月 -月12回開所
6月以降-月16回開所

【女性】

4月 -月18回開所
5月 -月18回開所
6月以降-月19～20回開所

- ・6月より予約受付を「当該月の前月の1日」から「当該月の前々月の1日」に変更します。

1. 登録利用者数(内、重度加算対象者数) 男性15名(内12名)・女性14名(内13名)

- ・区分6：男性12名 女性13名
- ・区分5：男性2名 女性0名
- ・区分4：男性1名 女性0名
- ・区分3：男性0名 女性1名

2. 職員配置

- ・管理者兼生活支援員 女性1名（内1名）
- ・生活支援員 男性3名（内3名） 女性4名（内4名）
- ・栄養士 女性1名

※生活支援員は生活介護事業の生活支援員と兼務

※（ ）は行動援護又は強度行動障がい支援者の資格者

3. 開所日数及び利用見込み延べ数

《利用延べ見込み数 前期》 () は開所日数

男 性	4 月 (12日)	5 月 (12日)	6 月 (16日)	7 月 (16日)	8 月 (16日)	9 月 (16日)
区分6	44名	44名	58名	58名	58名	58名
区分5	4名	4名	6名	6名	6名	6名
区分4	0名	0名	0名	0名	0名	0名
女 性	4 月 (16日)	5 月 (16日)	6 月 (20日)	7 月 (20日)	8 月 (20日)	9 月 (20日)
区分6	72名	72名	96名	96名	96名	96名
区分5	0名	0名	0名	0名	0名	0名
区分4	0名	0名	0名	0名	0名	0名
合 計	120名	120名	160名	160名	160名	160名

《利用延べ見込み数 後期》 () は開所日数

男 性	10月 (16日)	11月 (16日)	12月 (16日)	1月 (16日)	2月 (16日)	3月 (16日)
区分6	58名	58名	58名	58名	58名	58名
区分5	6名	6名	6名	6名	6名	6名
区分4	0名	0名	0名	0名	0名	0名
女 性	10月 (20日)	11月 (20日)	12月 (20日)	1月 (20日)	2月 (19日)	3月 (20日)
区分6	96名	96名	96名	96名	88名	96名
区分5	0名	0名	0名	0名	0名	0名
区分4	0名	0名	0名	0名	0名	0名
合 計	160名	160名	160名	160名	152名	160名

(17) 日中活動支援

○生活介護「こんふおーと」「リアン」「リバティ」共通

【事業目標】: 利用者様一人ひとりの自己実現を支援するため、日中活動の多様化と地域交流の促進を図ります。

開所日数 (前年度より2日増)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
開所日数	22日	23日	22日	23日	22日	22日
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開所日数	23日	22日	23日	22日	20日	22日
合計266日						

利用者様の日中活動支援に関して

1. 地域のボランティアや近隣事業所との合同イベントを企画し、利用者様の経験拡大へと繋がります。
2. 利用者様が「選択できる」「体験できる」機会を増やし、充足度の向上へと繋がります。
3. 地域との繋がりを強化し、社会参加の機会を創出します。
4. 食事提供に関しては、(株)ジョイントでの健康管理食を基本として、利用者様の健康状態に合わせてやわらか食などの導入を行います。
5. 希望別・班別のレクリエーションに関しては、引き続き、利用者様の希望や意見を取り入れて、充足度の向上に繋がります。
6. その他、運動機会の確保、主なサービス内容等については、前年度と同様に継続して実施します。

行事計画

4月	花見（全体）	10月	京都水族館（事業所別）
5月	B B Q（全体）	11月	創立20周年行事（法人行事） 班別レクリエーション
6月	班別レクリエーション	12月	クリスマス会（全体） 忘年会（全体）
7月	ニフレル（事業所別）	1月	新年会（全体）
8月	希望別レクリエーション	2月	希望別レクリエーション
10月	大阪万博（全体）	3月	食事レクリエーション（班別）

○生活介護「こんふおーと」

登録利用者 24名

※新規利用者

H様 男性 東住吉支援学校 令和7年3月卒業予定 区分6

O様 男性 東住吉支援学校 令和7年3月卒業予定 区分5

H様 女性 大阪教育大学付属支援学校 令和7年3月卒業予定 区分5

サービス提供時間	区分6	区分5	区分4	合 計
6時間以上7時間未満	20名 (行動関連10点以上18名)	4名 (行動関連10点以上3名)	0名	24名 (行動関連10点以上21名)
7時間以上8時間未満	0名	0名	0名	0名
合 計	20名 (行動関連10点以上18名)	4名 (行動関連10点以上3名)	0名	24名 (行動関連10点以上21名)

※行動関連18点以上 6名

[職員配置]

・人員配置体制加算(Ⅰ)型【1.5対1】

区分5若しくは区分6に該当する者の総数が利用者数の6割以上であること。

常勤換算方法により、従業員の員数が利用者の数を1.5で除して得た数以上であること。

・福祉専門職配置体制加算(Ⅰ)型 [常勤配置12人中7人が国家資格保持者] ※サビ管除く 常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士、介護福祉士等の資格保有者が35%以上の事業所。

・福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)型 [常勤配置12人中5人が3年以上従事]

生活支援員のうち常勤職員が75%以上、または常勤の生活支援員のうち、3年以上従事している従業者が30%以上の事業所。

・重度障がい者支援加算(Ⅱ)

・重度障がい者支援加算(Ⅲ)

・食事提供体制加算

常勤（内、兼任）	非常勤（内、兼任）	合 計	常勤換算
12名（8名）	2名（0名）	14名（8名）	11.14名／日

○生活介護「リアン・リバティ」

登録利用者 22名

サービス提供時間	区分6	区分5	区分4	合 計
6時間以上7時間未満	6名 (行動関連10点以上6名)	2名 (行動関連10点以上2名)	1名	9名 (行動関連10点以上8名)

7時間以上8時間未満	13名 (行動関連10点以上13名)	0名	0名	13名 (行動関連10点以上13名)
合 計	19名 (行動関連10点以上19名)	2名 (行動関連10点以上2名)	1名	22名 (行動関連10点以上21名)

※行動関連18点以上 10名

〔職員配置〕

- ・人員配置体制加算(Ⅰ)型【1.5対1】
- ・福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)型 [常勤配置10人中7人が国家資格保持者] ※サビ管除く
- ・福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)型 [常勤配置10人中5人が3年以上従事]
- ・重度障がい者支援加算(Ⅱ)
- ・重度障がい者支援加算(Ⅲ) ・食事提供体制加算

事業所名	常勤(内、兼任)	非常勤(内、兼任)	合 計	常勤換算
リアン	6名(4名)	9名(0名)	15名(4名)	8.95名/日
リバティ	4名(3名)	3名(1名)	7名(4名)	3.92名/日
合 計	10名(7名)	12名(1名)	22名(8名)	12.87名/日

(18) 相談支援

〔事業目標〕: 独立性と客観性を重視した利用者本位での事業所間連携の強化及び基幹相談支援センター等と連携した地域貢献、社会貢献の推進

〔職員配置〕

- ・機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)
 - ・行動障害支援体制加算
 - ・医療・保育・教育機関等連携加算
1. 利用者様の意向を最優先し、事業所や関係機関の影響を受けることなく、公平・中立な支援を実施します。
利用者様の希望に基づき、適切なサービス事業所を選定・紹介し、個別性を尊重したプランを提案します。
利用者様の意向を最大限尊重し、自己決定を支援するとともに、多様な選択肢を提示することで、より良い生活の実現をサポートします。
事業所間の連携を強化し、利用者様がより質の高い支援を受けられる環境を整えます。
相談支援専門員同士の意見交換を行い、支援の質の向上を図るとともに、新たな支援の在り方を模索します。
こうした取り組みを通じて、独立性と客観性を重視した利用者本位の立場を貫いた相談支援専門員としてサービスの質の向上を目指します。
 2. 事業単体での黒字化を図るため、引き続き、新規利用契約に取り組みます。
新規契約目標：年間 10名 (令和6年度末時点 32名)
(4～6月：4名 7～9月：2名 10～12月：2名 1～3月：2名)
※前年度比約190万円の増収を見込みます。
 3. モニタリング月には、可能な限り調整を行い、利用者様の医療機関への定期通院に同行(医療・保育・教育機関等連携加算)し、情報の共有を図ることで、サービスの質の向上に繋がります。

4. 基幹相談支援センターと連携し、対応困難な相談支援の受け入れ、施設入所者の地域生活移行を促進します。
5. 施設入所者地域生活移行促進事業をはじめ、地域貢献のため多機関協働事業に積極的に参画します。
6. 将来的に機能強化型Ⅱへの移行を目指すため、新たな相談支援専門員の育成を推進します。
7. 事業所内での会議を毎週行い、情報共有を徹底します。
8. 機能強化型の相談支援事業所に移行することで、今まで以上に支援困難ケースへの積極的な対応を行い、専門性の高い人材の確保に努めます。また、質の高いマネジメントを実施し、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制を確保します。

(19) 社会貢献（地域連携）

1. 住道矢田6町会・矢田5町会

- 災害時の連携等の関係強化（避難訓練の参加要請）

2. 要介護者対応型避難所づくりと防災なんでも電話相談

- 相談支援事業所（栗根施設長・津司施設長代理）が中心となって、地域の相談に応じる。
・社会資源等の情報提供が主な業務

3. 社会貢献事業

- 包括連携協定の締結

大阪総合保育大学短期大学部（現・大阪城南女子短期大学）と共に、地域社会の発展に寄与するため、教育・就職・地域イベント・研究において、相互に協力し取り組む。

- 矢田ふれあい祭り実行委員会への参画

4. 施設入所者地域生活移行促進事業

- 施設入所者への計画的な外出支援を通じて地域生活体験の機会を提供することにより、障がい者支援施設からの地域移行の促進を図る。

(20) 社会貢献（団体加盟）

団体名	主たる窓口	所属部会 等
大阪府社会福祉協議会 ・近畿社会就労センター協議会加盟 ・全国社会就労センター協議会加盟	久保 理事長	・セルフ部会 副部会長 ・研修運営委員会 専門委員会 委員長 ・研修運営委員会 委員 ・福祉と人権の研修ネットワークおおさか運営委員会 委員 ・運営化適正化員会 日常生活自立支援事業・運営監視小委員会 委員
	辻 統括施設長	・従事者部会 常任委員
大阪市障がい児・者施設連絡協議会	久保 理事長	・身体障がい者部会
	森 施設長	・知的障がい者部会
大阪知的障がい者福祉協会 ・日本知的障がい者福祉協会加盟	久保理事長	・日中活動系サービス 部会
一般社団法人 大阪知的障がい児者生活サポート協会	柳澤 主任	・広報誌「RA-SHI-KU」編集係
東住吉区自立支援協議会	東中尾 部長 西方 主任	・日中活動系

	柳澤 主任 中村 副主任 張 副主任	・居住系
	森 施設長	・訪問系
	栗根 施設長 津司 施設長代理	・相談支援部会

(2 1) 実習の受け入れ

1. 大阪総合保育大学短期大学部 実務者研修
2. 南海福祉看護専門学校 介護社会福祉科
3. 大阪芸術大学短期大学部 保育学科
4. 大阪総合保育大学（小学校および中学校の教諭の普通免許授与に関わる介護等体験）

(2 2) 健康維持増進

1. 健康診断【前期：6月27日（金）、後期：11月21日（金）】

人間ドック 2～3月

※感染症検便検査 ➡利用者様・職員ともに必須検査

※大腸がん検便検査➡利用者様・職員ともに選択制・40歳以上の職員が選択した場合は全額補助とする
 ・40歳未満の職員が選択した場合は実費負担とする
 ・利用者様は選択制とし実費負担とする。

※人間ドック ➡40歳以上の常勤職員及び管理職が対象で選択制

- ・入社6カ月未満及び退職予定者は対象外とする ・松原徳洲会に限り2～3月に実施する
- ・補助額上限38,500円（上限を超えるオプション等は自己負担とする）
- ・人間ドックを希望しない場合は11月の健康診断は必須で受診する ※9月頃に意思確認を行う

※学生夜勤アルバイトについて

- ・学校で受けた健康診断書の提出により、当法人が指定する健康診断の受診を見送ることができる。
 ただし、項目が不足している場合は、不足している項目のみ指定の医療機関にて受診させる。

2. メンタルヘルス対策（メンター制度）

○一般職員ー5月、9月、1月 ○班 長ー6月、10月、2月

○リーダーー7月、11月、3月 ○役 職ー8月、12月

○メンターの聞き取り方法（1人30分以内）

- ・厚生労働省が推奨する労働者の「疲労蓄積度自己診断チェックリスト」を活用して疲労度を確認する。
- ・その他、疑問や悩みなどがあれば傾聴の技術のみ活用する。

○メンターは聞き取り後、チェックリストを提出、管理職で情報共有する。

(2 3) 苦情・虐待窓口、各種委員会

【苦情・虐待窓口】※表記は制度上の配置職域名

事業名	責任者	窓 口	第三者委員
相談支援 だんでらいおん相談支援事業所	栗根 亮 (相談支援 施設長)	津司 真木子 (施設長代理：管理者兼相談支援員)	大阪総合保育大学 短期大学部 前田 崇博 教授
共同生活援助 「みんなの家 フェロー」	森 正明 (地域生活支援 施設長：管理者兼サビ管)	柳澤 正博 (主任：生活支援員)	

生活介護「こんふおーと」	東中尾 竜治 (日中活動支援 部長)	西方 守 (主任：管理者兼サビ管)	大阪総合保育大学 短期大学部 前田 崇博 教授
生活介護「リアン」「リバティ」	東中尾 竜治 (日中活動支援 部長)	山崎 勝彦 (主担：生活支援員)	
行動援護 だんでらいおん居宅介護事業所	森 正明 (地域生活支援 施設長：従業者)	柳澤 正博 (主任：管理者兼サビ責)	
重度訪問介護 だんでらいおん居宅介護事業所	森 正明 (地域生活支援 施設長：従業者)	柳澤 正博 (主任：管理者兼サビ責)	
移動支援 だんでらいおん居宅介護事業所	森 正明 (地域生活支援 施設長：従業者)	柳澤 正博 (主任：管理者兼サビ責)	
短期入所「ルポゼ」	森 正明 (地域生活支援 施設長)	中村 優公 (副主任：管理者兼支援員)	

1. コンプライアンス・ハラスメント検証委員会

障がい福祉の現場において適切な職場環境維持（ハラスメント対策）を求める。

2. 苦情解決・虐待防止・身体的拘束適正化・リスクマネジメント検証委員会

※2カ月に1回（偶数月）に会議を実施。

3. 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

《共同生活援助 給食・衛生委員会 6月・12月》

《生活介護 給食・衛生委員会 8月・2月》

《短期入所 給食・衛生委員会 7月・1月》

(24) 業務継続計画（BCP）

(一) 感染症（新型コロナ・インフル 等）

(二) 自然災害（南海トラフ 等）

※年1回 令和8年1月にBCP研修及び訓練を実施。

(25) 環境整備

- ・ワックスがけ 《本館・別館・新館》 株式会社 FASTRIK
- ・エアコン洗浄 株式会社 ホームパレット
- ・雑排水管洗浄 小川工業 株式会社

(26) 全体職員会議・専門研修（外部講師）

1. 専門研修(外部講師)

全体職員会議の専門研修に合わせて、外部講師依頼の日程調整を行う。

令和7年7月5日(土)、10月25日(土)、令和8年1月17日(土)、3月28日(土)

2. 令和7年度 個別研修計画（常勤）、令和7年度 個別研修計画（非常勤）※別紙、参照

3. 外部研修（福祉専門職としての使命や倫理観の向上を目的とする）

大阪府社会福祉協議会が実施する「障がい児者・救護施設課程研修」又は類似研修に参加する。

(27) キャリアアップ支援（助成）制度

○下記、法人が必要と認める資格を取得する場合の費用負担制度。※別紙規定あり

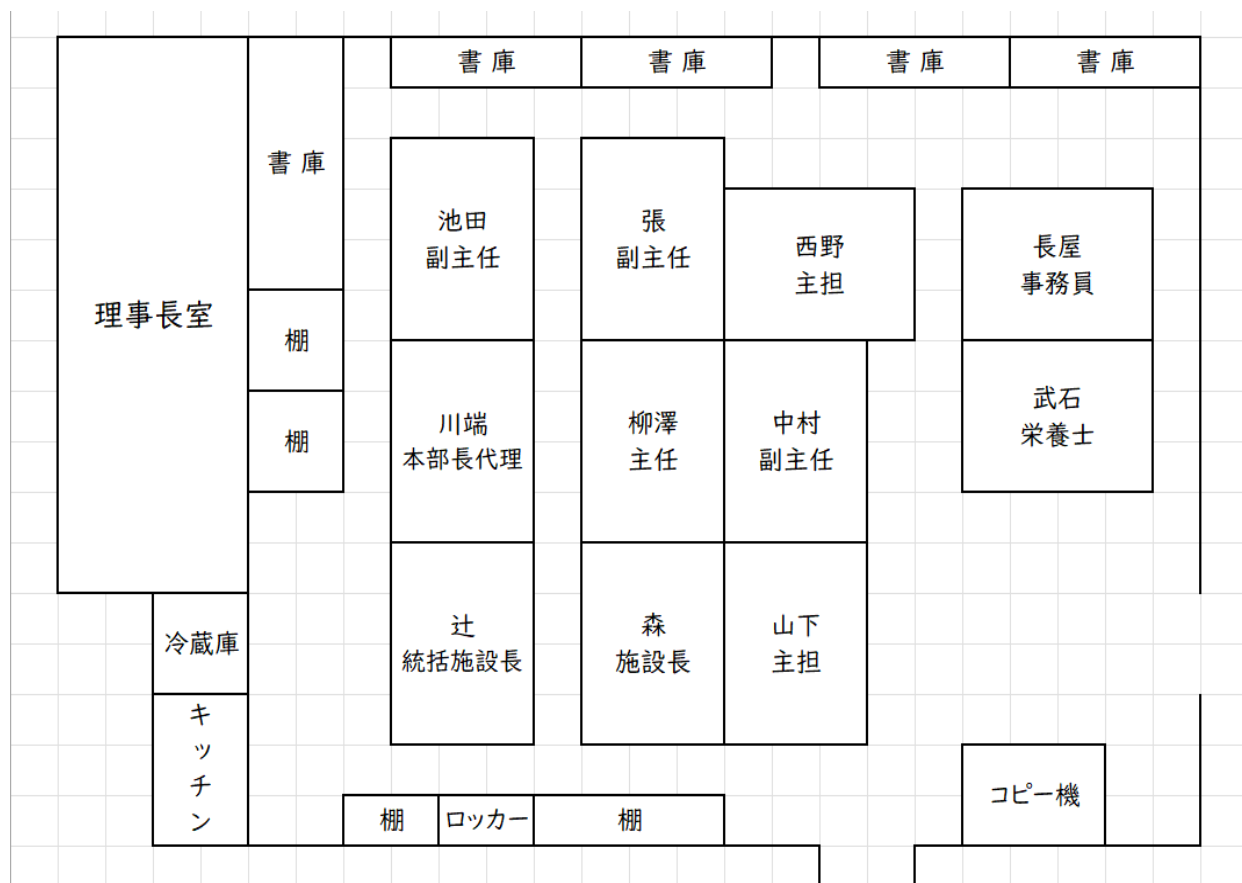
1. 第2種衛生管理者

《管理職》

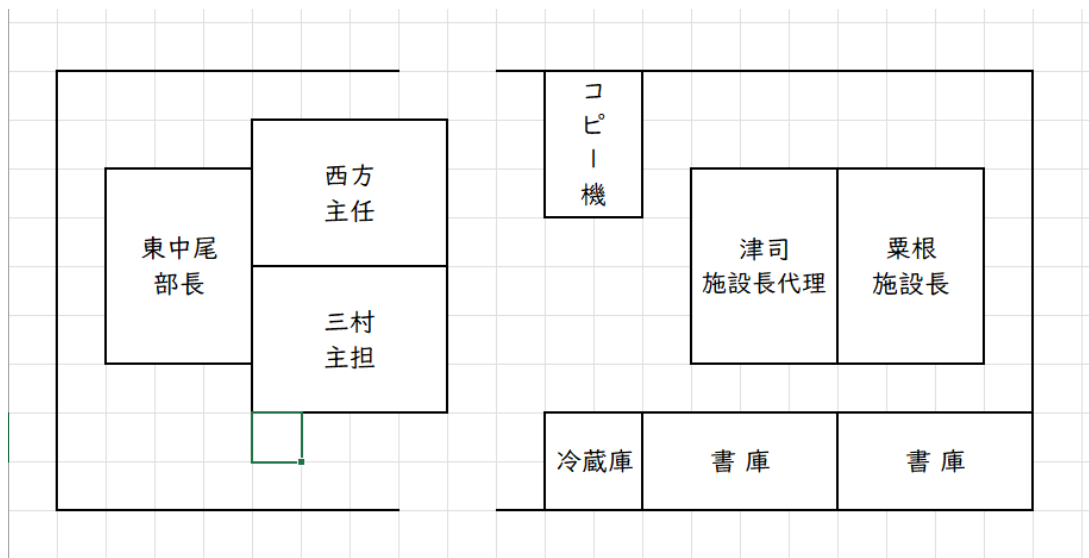
2. 相談支援従事者初任者研修（2日課程）
3. 相談支援従事者初任者研修（7日課程）《川端本部長代理》
4. サービス管理責任者 更新研修 《柳澤主任》
5. サービス管理責任者 実践研修 《辻統括施設長・張副主任・中村副主任・三村主担》
6. サービス管理責任者 基礎研修 《高井リーダー》
7. 相談支援従事者現任研修 《津司施設長代理》
8. 介護福祉士実習指導者研修 《東中尾部長・西方主任》
9. 介護福祉士実務者研修修了 《職員の申し出→所属長推薦→管理職面談》
10. 行動援護従業者資格 《金光支援員・孫文花支援員》
11. 強度行動障がい支援者養成研修（基礎）《白石支援員・田淵支援員》
12. 強度行動障がい支援者養成研修（実践）《白石支援員・田淵支援員》
13. その他
 - ・国家資格又は受験資格を得るための学習会等の情報を提供する。
 - ・資格取得の際の勤務等を配慮し、機会確保を支援する。

（28）事務所の配置

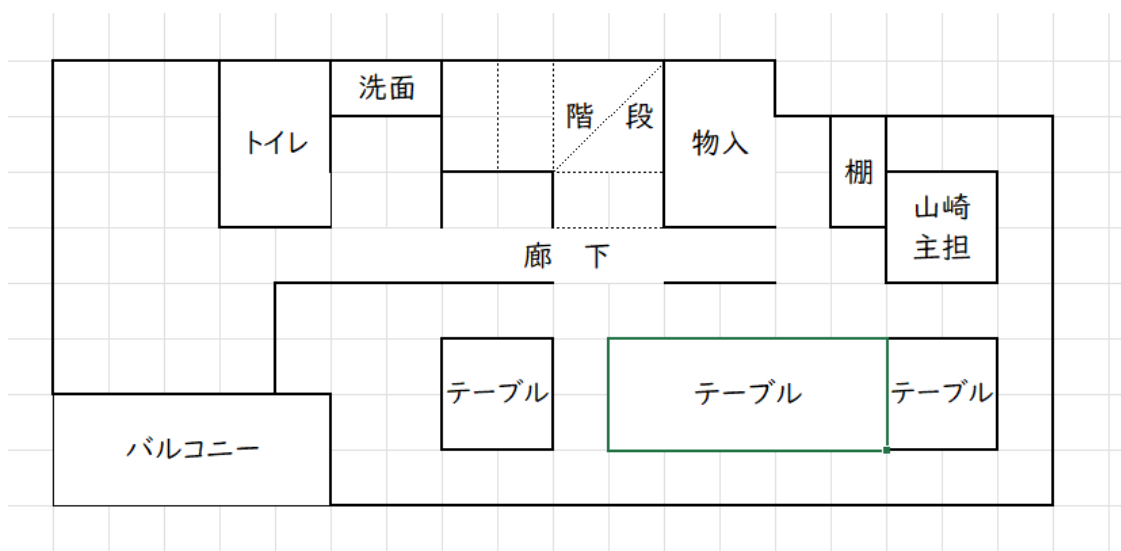
○新館



○本 館



○リバティ 2階



(29) その他

1. 理事会開催について (予定)

- 令和7年 5月24日(土) 10:00～ 決算理事会・会員総会
- 令和7年11月13日(木) 18:00～ 上期決算理事会
- 令和8年 3月 5日(木) 18:00～ 予算理事会

2. 意見交換会開催について

- 令和7年 7月 5日(土) 17:30～ 新任職員歓迎会及び理事・監事との意見交換会
- 令和8年 1月17日(土) 18:00～ 理事・監事との意見交換会